

日本気象学会の表彰に関する規程の一部改正について

理事会

学会の各賞のあり方について点検・検討するワーキンググループを2021年10月に理事会に設け検討した結果を踏まえ、理事会では、2022年3月24日に藤原賞、正野賞、山本賞の表彰に関する規程の一部を改正しました（学会 WEB ページでは4月12日にお知らせ <https://www.metsoc.jp/2022/04/12/28843>）。

今回の変更は、正野賞について学会賞との違いを明確化し、正野賞と学会賞の表彰を同じ時期（春季大会）にして藤原賞の表彰時期を秋季大会とし、山本賞の表彰対象者の年齢制限を外しキャリアによるものとする事です。この変更は2023年度の表彰、すなわち、規程の改正後に募集される表彰の推薦から適用します。

変更の理由について、各賞の変遷にも言及しつつ説明します。2014年に若手研究者の業績を表彰する山本・正野論文賞が山本賞と正野賞に分かれました。山本賞は旧山本・正野論文賞を引き継いだ形で論文賞とし、正野賞は気象学及び気象技術に関し貴重な研究をなした若手研究者を表彰することとしました。他方で、正野賞と学会賞の区別がつきにくいという指摘や、正野賞の受賞対象の研究の中には学会賞にふさわしいものもあったのではないかと議論もなされてきました。このため、今回、学会賞が研究に関する学会の最高の賞であることを踏まえ、正野賞の学術成果を示す表現を若干変更しました。また、正野賞と学会賞の表彰の時期を春季大会に合わせることで、選定段

階で正野賞候補者として推薦された方で学会賞にふさわしいと判断された場合は、改めて学会賞候補者として審査をすることができるようになりました。これに伴い、藤原賞の表彰は春季大会から秋季大会において行うこととしました。正野賞および藤原賞の推薦・自薦をされる方は時期が変更となりますので間違えないようお願いします。

また、山本賞について、その表彰対象はこれまで30歳以下または博士学位取得後3年以内の者となってきましたが、今後は大学院博士課程（一貫制博士課程の場合は3年次以降）に在籍する者、または課程博士の学位取得後5年以内の者で、基礎研究・応用技術開発を問わず筆頭著者とする優秀な論文を発表した者となります。つまり、年齢制限は外し、キャリアのみによることとし、対象を博士課程の学生にも広げます。山本賞は論文賞であり、原則1編の論文に対して贈られるものであることから、今後は推薦書も研究業績ではなく論文を推薦していただく形式に変更になります。

学会は、気象学、大気科学等の研究を盛んにし、その進歩を図ることなどを目的に研究業績の表彰事業を行っており、今回規程の改正となった正野賞と山本賞は、ともに若手会員の研究を奨励するための表彰です。若手会員の皆様は、日ごろ優れた良い研究を心がけて活動していただくことを期待いたします。